

1. 長野市地域防災計画(長野市水防計画)とは

長野市防災会議が策定

＜長野市地域防災計画＞

公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、風水害、地震等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に、市・県及び防災関係機関の協力を含めた計画として定めている。

(根拠法令)災害対策基本法第42条、長野市防災会議条例第2条

＜長野市水防計画＞

県知事より指定水防管理団体として指定されている本市が、水防事務の調整及びその円滑な実施のための必要な事項を規定し、市の区域内にかかる河川、湖沼等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、市民の安全を保持することを目的に、県の水防計画に応じた内容で作成することとされている。

(根拠法令)水防法第33条第1項

令和3年度
一部改訂

- ① 災害対策基本法の改正(令和3年5月20日改正)に基づき、避難情報等の運用見直しを反映させる(避難勧告の廃止、避難指示への一本化など)
- ② 千曲川の氾濫危険水位及び避難判断水位の見直し(令和2年9月1日改定)に伴い、令和3年度長野県水防計画等と整合を図る

令和3年度 防災アセスメント実施

令和4年度 地域防災計画・水防計画を全面改定

2. 令和4年度に見直しを行う主な事項

(1) 「防災アセスメント」調査結果を踏まえた修正

- ・県管理河川の想定最大規模降雨による浸水想定区域の変更
- ・令和元年東日本台風災害を踏まえた災害危険性の再評価
- ・前回調査以降の経年変化等を反映した災害危険性の再評価
- ・内水氾濫による浸水想定区域の危険性

＜地震被害予測の結果＞

新耐震への建て替えによる建物被害の減少、及び、人口減少による人的被害想定
の減少

(2) 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正

- ・個別避難計画の作成
- ・広域避難に関する事項
- ・新型コロナウイルス感染症対策
- ・その他の施策

(令和3年5月に修正された項目)

災害対応業務のデジタル化推進、福祉避難所の活用、大雪による車両滞留対応、「流域治水」推進、ボランティア・NPO法人等と連携・協働の促進、実践的な防災教育の推進、被災者支援制度活用による生活再建、女性の視点を踏まえた対策の推進 ほか

(3) 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合

- ・令和元年東日本台風災害の振り返りに基づく事項 (令和2年度の主な修正)

マイ・タイムラインの普及、適切な防災行動の周知、流域治水への転換、避難所の環境改善(TKBの充実等)、物資調達の迅速化、円滑なボランティア活動のための協力体制充実、在宅避難者、多様な避難先へ避難した者の把握

- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する事項 (令和元年度の主な修正) ほか

(4) 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題

(次ページ参照)

3. 検証報告書について

(1) 検証の目的

令和元年東日本台風における長野市の災害対応について、避難行動に関する市民アンケート、災害対策本部各班の対応状況、市職員の意見をもとに課題を抽出し、改善策等を検討することで、今後の防災対策や災害対応につなげていくことを目的とする。

(2) 検証の範囲

検証にあたっては、災害警戒本部を設置した令和元年10月11日(金)から、すべての避難所を閉鎖した同年12月20日までの 長野市の災害対応を対象とする。

(3) 検証の方法

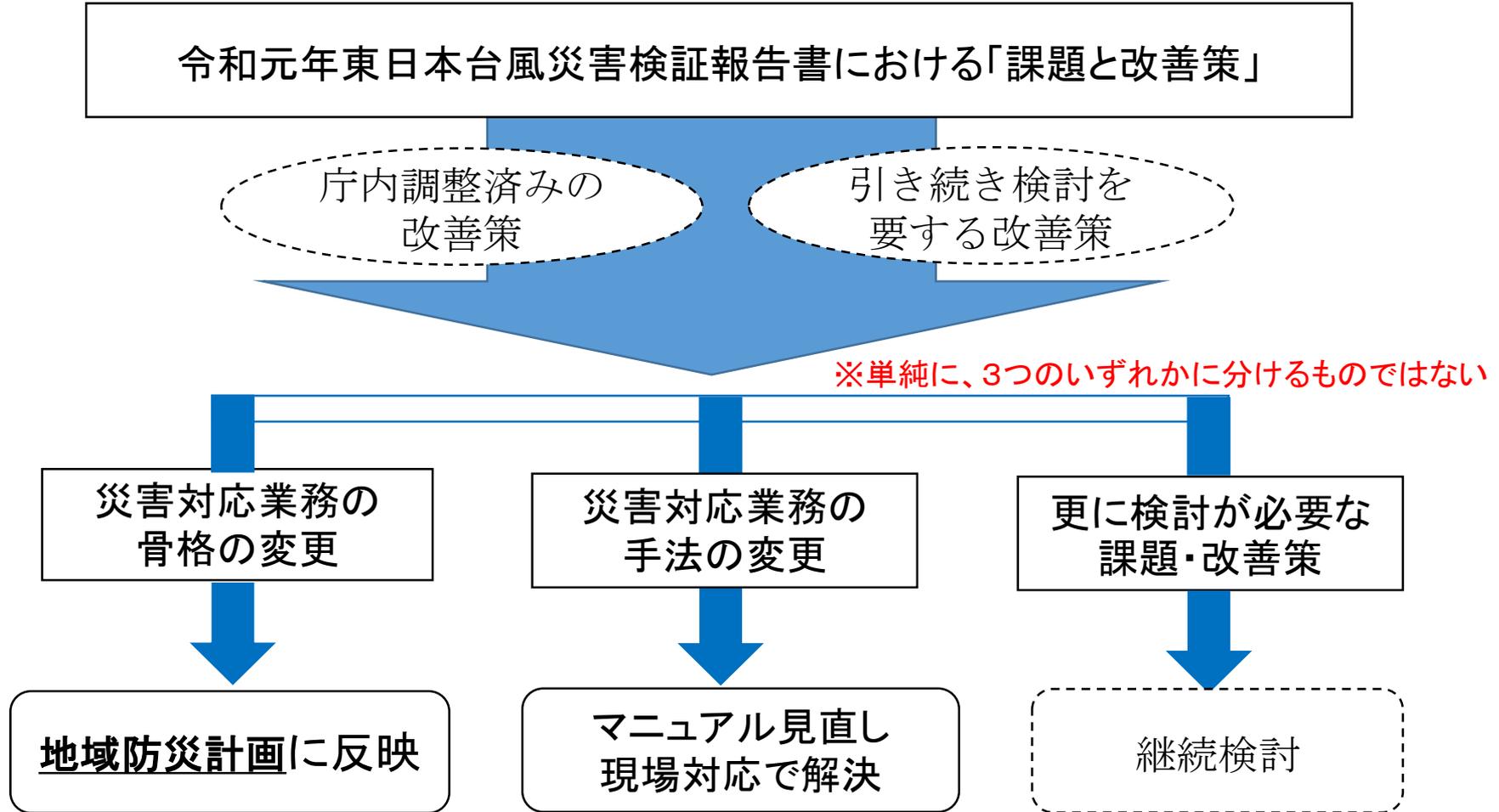
避難行動に関する市民アンケート、災害対策本部各班の対応状況、及び、市職員の意見をもとに課題を抽出し、改善策等を 検討する。

■災害対応の検証 41項目(課題と改善策の数:TOTAL194)■

◎検証報告書に示した「主な取組8項目」

災害対策本部について	本部に災害対応の専門チームを立ち上げ迅速な災害対応につなげる
避難情報の発令・伝達について	本部・支所・地区が連携できる仕組の構築。避難情報発信の強化
住民の避難について	住民意識の変化を促す。避難行動要支援者の避難支援体制の充実
避難場所・避難所の開設について	避難場所・避難所を早く多く開設。自主避難所の把握
避難所の運営について	全庁的な職員動員。地域や避難者の避難所運営への参加 課題への対応方針
避難所以外の避難者について	早期に調査・把握し情報や支援を届ける。ネームプレート等の証の発行
廃棄物搬出、堆積土砂除去について	廃棄物仮置場の平時利用調整と早期設置。土砂撤去専門チームの設置
避難所の閉鎖について	統合避難所での準備期間確保。閉鎖時期の慎重な検討

4. 検証報告書の課題を計画に反映する考え方



【例】

専門チームの位置づけや役割を定める。チームリーダーは本部会議に出席し発言できる体制にする。

【例】

避難者や被災者への対応で、重要な事項は速やかに全職員に伝達共有する。
行政機関や報道機関等、専用の電話番号を設ける。

【例】

職員の業務量に偏りがあったので他市応援職員を含めて調整し負担を平準化する。

6-1 計画の主な修正点

1 新たに明記するもの

1-1 女性の視点などを取り入れた災害対策の推進

新旧対照表 (主な変更点) 1ページ

(震-1章2節)

災害対策においても、性別・世代等を超えた様々なニーズに対応することが必要であるため、男女共同参画の視点を反映させた防災体制及び環境の充実を図るよう、新たに重点項目へ追加。

1-2 専門チームの設置

新旧対照表 (主な変更点) 2～3ページ

(震-3章2節 ほか)

検証報告書で課題として挙げられた項目に対する改善策として、部局横断的に業務ごとの専門チームを設置し、迅速な災害対応に繋げることを記載。

(避難所開設チーム、避難所運営チーム、物的支援チーム、人的支援チーム 等)

1-3 避難所開設マニュアル、避難所運営マニュアルに基づいた運用

新旧対照表 (主な変更点) 4～7ページ

(震-2章10節, 3章11節, 風-3章12節 ほか)

令和元年東日本台風災害時の課題等を踏まえ、従来のマニュアルの見直しをおこなったため、これらマニュアルに基づいて避難所の開設・運用をおこなうことを掲載。

また、震災時と風水害時で避難所開設手順が異なることから、風水害編独自の記述を追加。

1-4 被災した観光地の復興

新旧対照表 (主な変更点) 8ページ

(震-4章7節)

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止のため、被災した観光地に対して総合的な支援を行うことについて、県地域防災計画を踏まえ、節を新設して掲載。

6-2 計画の主な修正点

1-5 南海トラフ地震臨時の運用 (震-5章全体)

平成29年に「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を行わなくなったことから、「東海地震事前対策」の章を削除し、「南海トラフ地震臨時の運用」の章を新設し掲載。

1-6 防災気象情報の提供 (風-3章2節)

気象庁が発表する防災気象情報について、前回の改定以降に運用開始や変更となった情報(顕著な大雨に関する情報、危険度分布(キキクル))について掲載。

1-7 一時滞在施設の設置 (震-2章10節, 3章11節)

信州新町(国道19号)において、雨量等の幹線道路の通行規制による帰宅困難者に対し、公共施設を一時滞在施設として開設した事例について掲載。

2 従来の内容を整理してまとめたもの

2-1 要配慮者利用施設における対策の整理

新旧対照表(主な変更点) 9ページ

(震-2章7節, 2章36節)

「企業防災に関する計画」の節に記載していた避難確保計画の策定に関する内容について、より関連性の高い「要配慮者支援計画」の節に移記。

2-2 受援計画の反映

新旧対照表(主な変更点) 10ページ

(震-2章4節, 3章3節)

令和3年3月に長野市受援計画を策定したことから、受援の調整等について「長野市受援計画」に基づいて実施するよう加筆。

6-3 計画の主な修正点

2-3 物資に関する記述の整理 (震-2章12節,14節等) 新旧対照表 (主な変更点) 11~12ページ

食料品の備蓄や調達に関するものと、生活必需品に関するものをそれぞれ内容を分けて明記し、物資に関する対策等を整理。

2-4 災害廃棄物処理計画の反映 (震-3章18節) 新旧対照表 (主な変更点) 13~14ページ

災害廃棄物処理を具体化する「長野市災害廃棄物処理計画」に基づき実施することを加筆。

2-5 避難に関する記述の整理 (震-3章11節) 新旧対照表 (主な変更点) 15~22ページ

避難に関する基本的な考え方を示すため、「避難の基本方針」を新たに記載。
また、検証報告書で課題として挙げられた項目(避難指示の内容、避難指示の解除等)に対する改善策を追記。

2-6 ボランティア活動の環境整備、受入れ体制 (震-2章37節,3章37節) 新旧対照表 (主な変更点) 23~24ページ

情報共有会議の整備やボランティア団体とのネットワークづくりなど、検証報告書で課題として挙げられたボランティアに関する項目に対する改善策を追記。

2-7 義援物資について (震-3章15節,38節) 新旧対照表 (主な変更点) 25~26ページ

従来は義援物資を義援金と同一の節に記載していたが、一元的な対応に繋げるため、物資についての記述を「生活必需品の調達供給活動」にまとめて記載。

6-4 計画の主な修正点

2-8 タイムラインについて

新旧対照表 (主な変更点) 27ページ

(風-2章1節) (風-3)

R3年度に「千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムライン」が運用開始となっており、また、マイ・タイムライン、コミュニティ・タイムラインの取組みも進めていることから追記し、整理。

2-9 その他文言の整理

「など」の表記を「等」に統一、庁内の機構改革による部署名の変更等を整理。

3 資料編に追加するもの（予定）

3-1 災害時における応急対策業務に関する協定締結先リスト (震-1章3節, 3章3節)

協定締結先は随時更新されることを踏まえ、資料編に協定締結先を明記し、毎年更新していく。

3-2 地区防災計画を作成した自主防災組織一覧 (震-2章41節)

作成済みの地域の地区防災計画について、資料編に掲載。

3-3 長野市災害廃棄物処理計画 (震-2章34節, 3章18節)

災害廃棄物に関する災害対応については、上記計画に基づく内容を基本としているため、計画を資料編に掲載。

3-4 要配慮者利用施設一覧(学校施設の掲載) (震-2章7節)

資料編に掲載されている要配慮者利用施設一覧に、学校施設（小中学校）を追加。

参考 長野市防災会議について

＜地域防災会議＞

当該地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、防災会議を置く。

防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の例に準じて当該市町村の条例で定める。

(根拠法令)災害対策基本法第16条

＜長野市防災会議条例＞

防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- ①長野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ②水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ③市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。(④⑤略)

防災会議は会長及び委員をもって組織し、会長は市長をもって充てる。

防災会議に幹事を置く。幹事は防災会議の所掌事務について委員を補佐する。

(根拠法令)長野市防災会議条例第2条、第5条

長野市防災会議	委員(会長含む)	幹事	事務局
(令和4年8月現在)	59名	35名	総務部危機管理防災課

防災会議の主な委員構成

国:陸上自衛隊13連隊、長野財務事務所、関東農政局、長野気象台、信越総合通信局、林野庁北信森林管理署、長野国道事務所、千曲川河川事務所

県:長野地方振興局、長野建設事務所、土尻川砂防事務所、長野中央警察署、長野南警察署

防災関係機関:長野東郵便、JR長野支社、NTT長野支店、赤十字社長野支部、NHK長野放送局、中部電力、長野都市ガス、交通機関、TV放送局

学識経験者:県立大学、長野高専、長野赤十字病院、住民自治協議会、消防団

市:市長、副市長、教育長、上下水道管理者、部局長

(幹事は、委員の所属団体等からの推薦により任命・指名)